

令和 5 年 6 月 10 日現在

機関番号：32601  
 研究種目：基盤研究(C) (一般)  
 研究期間：2017～2022  
 課題番号：17K03322  
 研究課題名(和文) ミクスト・リーガル・システムにおける慣習法の位置

研究課題名(英文) Customary Law in the mixed legal system

## 研究代表者

松本 英実 (Matsumoto, Emi)

青山学院大学・法学部・教授

研究者番号：50303102

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：混合法を比較の方法論として用いながら、以下の点について慣習法を考察した。第一に、日本法は大陸法と慣習法の混合法である、とする見方を批判的に検討するため、慣習法概念の歴史的探究を行った。一方では古代法に比較対象を求め、他方では近代のスコットランド、南アフリカ(両者とも典型的な狭義ミクスト・リーガル・システム)と比較を行った。その結果、慣習法の異なる側面が析出された。第二に、特にモンテネグロ法典と日本の法典化過程とを比較した。モンテネグロ一般財産法典(1888年)と起草者ボキシッチについて分析し、新資料を用いてボウソナードはじめ日本との接点を実証し、慣習法が法典化に対して有する意味を明らかにした。

## 研究成果の学術的意義や社会的意義

「慣習法」の具体相を、内からと外からの双方の視線をもって検証することにより、世界の法の新しい把握を試み、新しい日本法の位置づけを獲得する点に本研究の意義がある。近年展開する旧植民地法研究や法人類学、法社会学的探求とは異なる視角から、慣習法の法制史的探求を行う。ミクスト・リーガル・システム論の中で展開する慣習法論(南アフリカ等)を参照し、併せて西洋法で用いられてきた慣習法概念を古代社会まで遡り検討することで、同概念の法制度全体における機能を明らかにした。日本の近代法形成過程につき新資料(モンテネグロ慣習法調査と法典編纂)を素材として比較検討し、慣習法を媒介とする新しい日本近代法の像を描いた。

研究成果の概要(英文)：We studied the notion of "customary law" used to describe the Japanese law as a mixed legal system of Civil law and customary law. Several aspects of the customary law became clear. (1) Customary law which includes all elements of non-Western law (cf. Juriglobe of Ottawa Univ), (2) customary law showing the rules to be referred when the written law could not answer properly (we compared with the notion of ancient law such as *epieikeia* and *aequitas*, as well as *ubuntu* of South Africa), (3) customary law as unwritten law, sometimes chosen not to be legislated or codified, sometimes born through people's general avoidance of lawsuits at court (ex. slavery in Scotland (John Cairns)), (4) customary law as traditional and popular practice (ex. *ubuntu*), attitude to which is sometimes decisive to determine the system of codification (General Code of Property of Montenegro). We compared South Africa, Scotland (Japan Association of Legal History) and Montenegro (Montenegrin Academy) with Japan.

研究分野：法制史・比較法

キーワード：混合法 慣習法 ミクスト・リーガル・システム ボキシッチ mixed legal system 古代法 衡平  
aequitas

## 1. 研究開始当初の背景

研究代表者は研究分担者とともに、これまで「ミクスト・リーガル・システム」(混合法)を比較法方法論として分析し、これを日本法理解に応用することを目的として共同研究を行ってきた(科研費基盤研究C「ミクスト・リーガル・システム研究序説—日本法の比較法的再定位と実践的再構成」(研究課題番号:20530006)、「ミクスト・リーガル・システム論による日本法の比較法的再定位 条理、名誉棄損、信託」(研究課題番号:23530006)、「混合法における信託の比較法制史的研究」(研究課題番号:26380013)。ミクスト・リーガル・システム研究は、異なる宗主国の支配を経験した地域を対象として、まず植民地経営のための研究として出発し、植民地独立後はそのアイデンティティ追求として展開したが、近年ヨーロッパ統合の法的課題の浮上に伴い、コモン・ローとシヴィル・ロー(大陸法)をいかに調整するかという問題関心から注目されてきた。研究代表者は、植民地の観点からもヨーロッパの観点からも日本とは直接関係を有しないと考えられてきた同理論が日本法にとっても方法論的に重要であると考え、十分に知られていないその内容を精力的に紹介してきた。日本法との関係では、英米法と大陸法の混合(が顕著であるかどうか)を分類基準として用いるのではなく、共有・比較可能な分析の素材・対象として位置づけることによって、日本法にとっても新しい比較の視角が得られる、と論じてきた。研究分担者は、混合法方法論の分析を通じて従来の比較が二国間比較における視角の偏差について自覚的でなく、これを克服すべく日本法が担うべき役割があること、混合法の視座が日本法に新しい比較相手を齎すことを論じ、特に日本法に対する意義として、日本法の英語化の問題への混合法の方法論と具体的事例の寄与を論じてきた。

## 2. 研究の目的

本研究は、新しい方法論(ミクスト・リーガル・システム論、混合法論)による比較法に立脚して、「日本法は混合法である」という仮説の下に、日本法の中にいかなる法がどのような態様で混合しているかを、特に慣習法に焦点を当てて分析する。研究代表者はこれまで、日本法の中の大陸法的要素と英米法的要素の混合(狭義ミクスト・リーガル・システム)について検討してきたが、日本法の特徴を描き出すためには、これに加えて慣習法を検討する必要がある(広義ミクスト・リーガル・システム)。本研究では、近年展開されている旧植民地法研究や法人類学的、法社会学的探求とは異なる視角から、慣習法の法制史的探求を行う。第一に、ミクスト・リーガル・システム論の中で展開している慣習法論(南アフリカ等)を参照し、併せて西洋法で用いられてきた慣習法概念を古代社会にまで遡って検討することにより、同概念の法制度全体における機能を探求する。第二に、日本の近代法形成過程について、新資料(モンテネグロの慣習法調査と法典編纂)を素材として比較検討することを通じ、慣習法を媒介とする新しい日本近代法の像を描く。

## 3. 研究の方法

研究代表者がこれまで行ってきた混合法研究は、狭義ミクスト・リーガル・システム(大陸法と英米法の混合)概念を用いて、その方法論と日本法への適用を検討するものであったが、「日本法は混合法である」という仮説をより精密に追求するために、広義ミクスト・リーガル・システム(上記二法に限らない、あらゆる法の混合)も検討する必要性が生ずる。その際、問題となるのが「慣習法」である。そこで以下の三点を中心に慣習法の考察を行った。第一に、本研究は、従来の法源論、法解釈論、法社会学で行われてきた慣習法論において欠落していた点について、広義混合法の視点から、比較法的、法制史的検討を行う。第二に、慣習法を考察する際に、日本国内における日本の慣習法についての議論と海外における日本の慣習法についての議論とのギャップを重視し、内外の認識の相違を分析すると同時に、その相違の存在の意味を考えた。そのために海外研究協力者と共同で研究を進め、研究成果は日本語及び英語その他で行い、日本の学界のみならず国際学界に貢献することを目指す。第三に、本研究では、南アフリカ、セルビア、クロアチア、モンテネグロといったこれまで日本法と比較されてこなかった法との比較を行い、かつこれらの法との比較によって新たな日本法の特徴を描き出すことを試みる。

## 4. 研究成果

混合法を比較の方法論として用いながら、以下の点について慣習法を考察した。

## (1) ミクスト・リーガル・システム論における慣習法論の探求

2018年度に John Cairns、Thomas Bennett (Professor of law, Cape Town)の両教授(いずれも海外研究協力者)を招いて、法制史学会、国際比較法アカデミー(九州大学で開催)との協力の下、国際シンポジウムを行い、学会誌に成果を発表した(松本・葛西「ミクスト・リーガル・システムと法制史」『法制史研究』69号(2020)、Kasai, *Mixed Legal System and Comparative Law* (Fukuoka, 2018))。法制史学会第70回総会シンポジウムではミクスト・リーガル・システムの中での慣習法論をリードするケアンズ教授とベネット教授に、慣習法と近代化をテーマに論じていただき、慣習法の捉え方の複数の局面の分析が進んだ。すなわち、第一に、松本はミクスト・リーガル・システム論に基づく世界の法の分類と比較方法論が法制史研究に対して有する意義を論じた。その中で、広義ミクスト・リーガル・システム概念に基づく新しい法系論を提唱するプロジェクトとして知られる Juriglobe (オタワ大学)は、世界の法の新しい分類を示しつつ「日本法は大陸法と慣習法の混合法」として分類していることを紹介し、ここでの「慣習法」は非西洋法を広く包含する概念であることを明らかにした。西洋法の枠組みでは捉えられない部分を「宗教(法)」または「慣習(法)」と同定する仕方が現在も継続している証左であり、法人類学的アプローチの一例とみることもできる。慣習法を問題とすることによって、一方から他方へ向けられる比較の視線が異なり、中立的な比較は成り立たないことが明確になる。第二に、John Cairns 教授は、スコットランドで奴隷制が違法とされる以前の時代に、法廷での判断を回避しながら、事実上維持する一種の「慣習(法)」が成立していたことを実証的に示した(ジョン・W・ケアンズ「一八世紀スコットランドの慣習と奴隷制」(2020))。ここで示された慣習法は、成文化や法廷での判断を意図的に避けながら繰り返される事実・行動の法的な意味である。コメンテーター守矢健一教授の、通常の法源論による、制定法か慣習法かという択一的な枠組では捉えられない慣習法の側面が問題化されている、という指摘は重要である(守矢「ケアンズ氏の講演に対するコメント」(2020))。第三に、Thomas Bennett 教授は、南アフリカの伝統的観念 ubuntu に関する最新の研究を紹介した。南アフリカの慣習法を支える価値とされている同概念が暫定憲法に明文化されたことにより、西洋的概念との比較が行われ法的批判の対象となると同時に、裁判においては同概念が積極的に用いられていることが分析された(トーマス・W・ベネット「借用語と法移植——南アフリカ法におけるウブントゥ概念のための二つの分析枠組み」(2020))。本研究では Ubuntu と日本の伝統的価値、慣習法をパラレルに捉えることを模索した。Ubuntu は伝統的価値であると同時に、成文法で解決できない場合に用いられる基準として、その意味での慣習法として働いている。この点が以下の第二の研究成果に結びつく。

## (2) 西洋法で用いられてきた慣習法概念の探求:古代以来の慣習法概念の法制度全体における機能

成文法の適用が妥当でない場合に用いられる他の判断基準・概念(「衡平」、「条理」、古代ギリシア法の *epieikeia*、ローマ法の *aequitas* 等)と慣習法(概念)との比較を試みた。

書かれた法でカバーできない面に対応するための概念は、古代より生み出されてきたが、慣習法もそのような概念の一つとして機能してきた。古代から現在までの慣習法概念をその内容と機能において比較法的に検討した。研究分担者は、古代ギリシアにおける慣習法類似概念 *nomoi* (「法律」・慣習の両義性)や *epitedeumata* (慣習)のその後の歴史的展開をたどる(Kasai, *Aequitas, Epieikeia and Ubuntu---legal concepts and beyond---*(Bresil, 2018)、葛西「*Aequitas, Epieikeia, Ubuntu*——平等と衡平」(2019)、Kasai, *Information in the Ancient and Modern---Hybris and Defamation in Greek and Roman Law* (2019)、関連する研究として葛西「妥協するギリシア人」(2021))とともに、他方では、「古代法」と「慣習法」の連関を吟味した。ヘンリー・メイン『古代法』を出発点として、その発想・方法がどのように受け継がれるか、穂積陳重や V. ボギシッチ等への影響を探った(Kasai, Bogišić and 'Ancient Law' (2020), Kasai and Matsumoto, William Ebenezer Grigsby (1847-1899)---a pupil of Sir Henry Maine and a forerunner of the Mixed Legal System--- (2021))。

## (3) 慣習法を媒介とする新しい日本近代法像の模索:新資料(モンテネグロの慣習法調査と法典編纂)を素材とする日本近代法形成過程についての比較検討

日本の近代法典化過程での慣習法の位置づけを分析するため、その比較対照と指標を得るために、モンテネグロ一般財産法典(1888年)における慣習法調査と法典化の態様を、史料に基づき分析した。19世紀ヨーロッパで最新の方法の実施として注目された起草者ボギシッチが行った数次にわたる慣習法アンケート調査を、セルボ・クロアチア言語・文学の専門家であり、近代語形成の資料としてこのアンケート調査票を研究してきた三谷恵子教授と協力しつつ、分析した。

また、ボギシッチと日本の間に行われた知的・学問的交流を明らかにするため、2017年度には、クロアチア・アカデミーの管理するボギシッチ・コレクションについて、特にボギシッチの研究を支えた人的側面について研究を重ねてきた Stane Divanović 氏(海外研究協力者)を招聘

し、ボギシッチおよびその支援者クノール女男爵について研究会を開催した。

また 2017 年 7 月に開催された第 23 回英国法制史学会(ロンドン大学)において、モンテネグロ一般財産法典と日本法との関係についてこれまで判明したことを発表し、本研究において解明・展開すべきことの整理を行った(Matsumoto, Valtazar Bogišić (1834-1899) and Gustave Boissonade (1825-1910): some neglected aspects of Modern Japanese Law, (British Legal History Conference 2017、青山法学論集 2018)。

2018 年度にはゾラン・ラショヴィチ教授(モンテネグロ大学)を招聘し、モンテネグロ法典と起草者ボギシッチ研究の最前線について、特に慣習法調査と法典の関係についての研究発表を得た(ゾラン・ラショヴィチ「モンテネグロの立法者(リュクールゴス) ヴァルタザール・ボギシッチ」(2019))。

これを踏まえ、本研究ではモンテネグロやボギシッチの知見が日本の法典化にいかなる影響を及ぼしたか、あるいは及ぼさなかったかを問うた。ボギシッチ・コレクション(図書館・文書館・博物館)で得たボワソナードその他日本関連資料をもとに、モンテネグロ一般財産法典における慣習法調査と法典化と比較対照させながら、日本の近代法典化過程での慣習法の位置づけを分析した(Matsumoto, Boissonade in and outside Japan (Sao Paulo and Recife, Bresil, 2018)、関連して Matsumoto, Valtazar Bogisic and Common Law (2019))。

2019 年 11 月にはモンテネグロ・アカデミーにおいて国際シンポジウムを開催した。Zoran Rašović 教授(Montenegro)、Žika Bujuklić 教授(Belgrade)、Dušan Nikolić 教授(Novi Sad)、Marko Petrak 教授(Zagreb)、三谷恵子教授(東京大学)、岡孝教授(学習院大学)、葛西、松本が参加した(Matsumoto, Bogisic and his Japanese connection (Montenegro, 2019))。成果を日本語及び英語で公刊した(シンポジウム全体と各報告について、*Comparative Studies of Civil Law between Modern South Slavic Regions and Japan: Structure, Origin and Language* (2020)、個別論文として Matsumoto, Bogisic and his unrewarded contribution to the modern Japanese Civil Code (2020)、松本「ボワソナードとボギシッチ」(2020))。

法典の体系を左右する慣習法の位置づけ、法の体系化と慣習法との関係を考察した。

#### (4) 今後の展望

狭義ミクスト・リーガル・システム論と広義ミクスト・リーガル論をつないで両視点から日本法を描くことが課題である。狭義ミクスト・リーガル・システムに力点を置いた松本「混合法としての日本法の考察」(2019)および Matsumoto, Tort Law in Japan (2nd ed. Revised, 2021)では、不法行為法を対象として、日本の判例に見られる類型化はむしろ英米不法行為法に接近すること、学説における法の混合方法と、判例における法の混合方法とが異なることを明らかにし、このような「継受」のあり方が日本法の特徴の一端である、として英語で発信した。これを慣習法に対する視点と結びつけることもあるいは可能かもしれない。この点について国際混合法学会 The Fifth Worldwide Congress of the World Society of Mixed Jurisdiction Jurists (Mixity in the Private and/or Public Law, 14-16 June 2023, Valletta, Malta)で発表する予定である。

また、科研費基盤研究 B「法学提要(Institutes)に対する比較法学的総合研究」(研究課題番号:17H02442)との連携によって、ボワソナードとボギシッチをつなぐ視点として「『人の法』のない Institutes (法典)」を起草した法学者という設定を得た(松本「法学提要の近代的展開」(2023))。これについても 2023 年ボワソナード来日 150 周年記念シンポジウムで発表を行う予定である(2023 年 7 月 1 日、松本「『人の法』を作らなかった二人の比較法学者 ボワソナードとボギシッチ」Codes sans *ius personarum*---deux comparatistes comparés))。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 7件 / うち国際共著 8件 / うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 Yasunori Kasai and Emi Matsumoto	4. 巻 -
2. 論文標題 William Ebenezer Grigsby, (1847-1899)---a pupil of Sir Henry Maine and a forerunner of the Mixed Legal System---	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 TOPS 2021 Report---Lecture Materials, Essay & Presentation, Seminar Papers---	6. 最初と最後の頁 421-458
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 葛西康德	4. 巻 -
2. 論文標題 コモン・ローにおける『法学提要』の意義 - その歴史と現状	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 第72回法制史学会総会・研究大会報告資料集	6. 最初と最後の頁 110-127
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 松本英実	4. 巻 -
2. 論文標題 法学提要の近代的展開 - - Institutional writersと近代諸法典 - -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 第72回法制史学会総会・研究大会報告資料集	6. 最初と最後の頁 101-109
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Yasunori Kasai	4. 巻 157 (53)
2. 論文標題 Bogisic and 'Ancient Law'	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Comparative Studies of Civil Law between Modern South Slavic Regions and Japan: Structure, Origin and Language	6. 最初と最後の頁 93-121
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Emi Matsumoto	4. 巻 157 (53)
2. 論文標題 Bogisic and his unrewarded contribution to the modern Japanese Civil Code	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Comparative Studies of Civil Law between Modern South Slavic Regions and Japan: Structure, Origin and Language	6. 最初と最後の頁 123-163
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 松本英実	4. 巻 69
2. 論文標題 ミクスト・リーガル・システムと法制史	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法制史研究	6. 最初と最後の頁 75 - 83
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 Emi Matsumoto	4. 巻 6
2. 論文標題 Valtazar Bogisic and Common Law	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 The 6th Tokyo Cambridge Seminar on Law and Humanities. Papers and Slides	6. 最初と最後の頁 68-85
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 MATSUMOTO, Emi	4. 巻 -
2. 論文標題 Tort Law in Japan 2nd ed. revised	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 BUSSANI, Mauro & SEBOK J. Anthony (eds.), Comparative Tort Law. Global Perspectives (Edward Elgar Publishing), 2nd ed. revised	6. 最初と最後の頁 373-396
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 ゾラン・ラショヴィチ、三谷恵子、松本英実	4. 巻 7-2
2. 論文標題 モンテネグロの立法者(リュク・ルゴス)、ヴァルタザール・ボギシッチ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 青山ローフォーラム	6. 最初と最後の頁 47-103
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) 10.34321/20838	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 葛西康德	4. 巻 68
2. 論文標題 【書評】粟辻悠	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法制史研究	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 葛西康德	4. 巻 51
2. 論文標題 ギリシア教に改宗することはできるか	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 史友	6. 最初と最後の頁 27-52
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本英実	4. 巻 59巻4号
2. 論文標題 Valtazar Bogisic (1834-1908) and Gustave Boissonade (1825-1910): some neglected aspects of Modern Japanese Law	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 青山法学論集	6. 最初と最後の頁 p. 1-15
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) 10.34321/20248	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計25件（うち招待講演 12件 / うち国際学会 18件）

1. 発表者名 Yasunori Kasai
2. 発表標題 The Philological Disciplines in Japan: An Overview
3. 学会等名 World Philology Union, Oslo Conference (1 December 2021) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yasunori Kasai
2. 発表標題 The Greeks on Compromise, Before and After the Judgment (Verdict), with special reference to Plato's Nomoi
3. 学会等名 Cambridge Ancient History Seminar (7 March 2022) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yasunori Kasai and Emi Matsumoto
2. 発表標題 William Ebenezer Grigsby, (1847-1899)---a pupil of Sir Henry Maine and a forerunner of the Mixed Legal System---
3. 学会等名 7th Tokyo-Cambridge Law and Humanities Seminar 2021 (28 August 2021) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 葛西康德
2. 発表標題 コモン・ローにおける『法学提要』の意義 - その歴史と現状
3. 学会等名 第72回法制史学会総会・研究大会 (同志社大学) (2021/11/7)
4. 発表年 2021年



1. 発表者名 松本英実
2. 発表標題 法学提要の近代的展開 - - Institutional writersと近代諸法典 - -
3. 学会等名 第72回法制史学会総会・研究大会（同志社大学）(2021/11/7)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 葛西康德
2. 発表標題 衡平
3. 学会等名 トピック法学史研究会（2021年9月18日）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 松本英実
2. 発表標題 混合法
3. 学会等名 トピック法学史研究会（2021年9月18日）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 松本英実
2. 発表標題 領事裁判と商事裁判：consular courtをめぐる問題整理
3. 学会等名 「外交の世界史」研究会：「西洋法制史から見た条約・領事」（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Yasunori Kasai
2. 発表標題 Between an amateur and a professional: To what extent the speaker and the audience can understand the 'technicality' of Greek law (Dem.36-38).
3. 学会等名 International Conference on Character Portrayal in Attic Forensic Speeches (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Emi Matsumoto
2. 発表標題 Bogisic and his Japanese connection
3. 学会等名 Comparative Studies of Civil Law between Modern South Slavic Regions and Japan: Structure, Origin and Language, Montenegrin Academy of Sciences and Arts, Podgorica, Montenegro (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Emi Matsumoto
2. 発表標題 Valtazar Bogisic and Common Law (2: texts)
3. 学会等名 6th Tokyo-Edinburgh Humanities and Law Seminar, University of Edinburgh (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Emi Matsumoto,
2. 発表標題 Valtazar Bogisic and Common Law (1: context)
3. 学会等名 6th Tokyo-Cambridge Law and Humanities Seminar, St. John's College, Cambridge (国際学会)
4. 発表年 2019年

1 . 発表者名 Yasunori Kasai
2 . 発表標題 Hybris, Iniuria and Harassment
3 . 学会等名 SIHDA conference at Edinburgh, U. K. ( Societe internationale Fernand de Visscher pour l'Histoire des Droits de l'Antiquite ) ( 国際学会 )
4 . 発表年 2019年

1 . 発表者名 Yasunori Kasai
2 . 発表標題 Hybris, Iniuria and Harassment
3 . 学会等名 6th Tokyo Cambridge Seminar on Law and Humanities, at St John ' s College Cambridge, ( 国際学会 )
4 . 発表年 2019年

1 . 発表者名 Yasunori Kasai
2 . 発表標題 Bogisic and ' Ancient Law '
3 . 学会等名 Comparative Studies of Civil Law between Modern South Slavic Regions and Japan: Structure, Origin and Language, Montenegrin Academy of Sciences and Arts, Podgorica, Montenegro ( 国際学会 )
4 . 発表年 2019年

1 . 発表者名 Emi Matsumoto
2 . 発表標題 Boissonade in and outside Japan ( A Influencia francesa noCodigo Civil do Japao )
3 . 学会等名 JSPS International Scientific Exchange Workshop, Faculty of Law, Federal University of Pernambuco, Recife, Brazil ( 招待講演 ) ( 国際学会 )
4 . 発表年 2018年

1. 発表者名 Emi Matsumoto
2. 発表標題 Boissonade in and outside Japan (Boissonade dentro et for a do Japao)
3. 学会等名 JSPS International Scientific Exchange Workshop/Faculty of Law, University of Sao Paulo (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 松本英実
2. 発表標題 ミクスト・リーガル・システムと法制史
3. 学会等名 法制史学会第70回総会 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Yasunori Kasai
2. 発表標題 Mixed Legal System and Comparative Law
3. 学会等名 International Academy of Comparative Law, Kyushu University (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Yasunori Kasai
2. 発表標題 Aequitas, epieikeia and ubuntu - legal concepts and beyond-
3. 学会等名 Seminario de direito privado Brasil-Japao, Faculdade de direito do Recife-UFPE, Departamento de Teoria General do Direito e direito privado/JSPS, Auditorio Tobias Barreto (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Yasunori Kasai
2. 発表標題 Aequitas, epieikeia and ubuntu - legal concepts and beyond-
3. 学会等名 II JSPS Internacional de Intercambio Cientifico: Codigo Civil no Brasil et no Japao: Desenvolvimento Historico, Sao Paulo, Brazil (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 松本英実
2. 発表標題 Valtazar Bogisic (1834-1908) and Gustave Boissonade (1825-1910): some neglected aspects of Modern Japanese Law
3. 学会等名 British Legal History Conference (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Emi Matsumoto
2. 発表標題 Valtazar Bogisic and Gustave Boissonade: some neglected aspects of Modern Japanese Law
3. 学会等名 4th Cambridge-Tokyo Law and Classics Seminar (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 松本英実・葛西康德
2. 発表標題 『オデュッセウスの記憶』についてのもう一つの道 イタケー島からアドリア海へ
3. 学会等名 日仏ギリシア・ローマ学会 (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 松本英実
2. 発表標題 「比較法学者杉山直治郎と能楽研究」
3. 学会等名 信州大学人文学部シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計17件

1. 著者名 葛西康德、ヴァネッサ・カツアート 編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 知泉書館	5. 総ページ数 592
3. 書名 『古典の挑戦』（分担者・葛西が「第2部 19 ギリシア教」（ロバート・パーカー著、463-491 p）を訳・解説）	

1. 著者名 葛西康德、ヴァネッサ・カツアート 編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 知泉書館	5. 総ページ数 592
3. 書名 『古典の挑戦』（分担者・葛西が「第3部 18 ローマ人の法と法律家」（ロバート・パーカー著、437-461 p）を訳・解説）	

1. 著者名 葛西康德、ヴァネッサ・カツアート 編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 知泉書館	5. 総ページ数 592
3. 書名 『古典の挑戦』（分担者・葛西が「第2部 17 ギリシア人の法と裁判」（417-436 p）を執筆）	

1. 著者名 葛西康德、ヴァネッサ・カツアート 編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 知泉書館	5. 総ページ数 592
3. 書名 『古典の挑戦』（分担者・葛西が「第3部 20 妥協するギリシア人」（493-532p）を執筆）	

1. 著者名 岩村正彦・大村敦志・斎藤哲志編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 432
3. 書名 『現代フランス法の論点』（執筆箇所は「第1章 フランス古法の世界 pratiqueによる法創造」（3-34p））	

1. 著者名 葛西康德	4. 発行年 2022年
2. 出版社 Bibliotheca Wisteriana	5. 総ページ数 271
3. 書名 文化転移－混合・普及・界面－（新版）	

1. 著者名 Rasovic, Mitani, Kasai, Matsumoto and Cicmil (eds.)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Montenegrin Academy of Sciences and Arts	5. 総ページ数 272
3. 書名 Comparative Studies of Civil Law between Modern South Slavic Regions and Japan: Structure, Origin and Language	

1. 著者名 Mauro Bussani, Anthony J. Sebok (eds)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Edward Elgar	5. 総ページ数 584
3. 書名 Comparative Tort Law: Global Perspectives, 2nd edition	

1. 著者名 葛西康德編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Bibliotheca Wisteriana	5. 総ページ数 336
3. 書名 『藤花のたわむれ：久保正彰先生の卒寿を祝して』（分担者・葛西が「Libri Juridici Jacobi Goyeri-- -A Preliminary Study---」（257-300 p）を執筆）	

1. 著者名 デモステネス、杉山晃太郎、木曾明子、葛西康德、北野雅弘、吉武純夫	4. 発行年 2019年
2. 出版社 京都大学学術出版会	5. 総ページ数 702
3. 書名 弁論集 5	

1. 著者名 Ulrike Babusiaux and Mariko Igimi (eds.)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Vandenhoeck & Ruprecht GmbH & Co	5. 総ページ数 230
3. 書名 Messages from Antiquity -Roman Law and Current Legal Debates-	



1. 著者名 沖野眞己、笠井修、錢偉栄編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 880
3. 書名 『岡孝先生古稀記念論文集 比較民法学の将来像』（執筆箇所は「ボワソナードとボギシッチ」（751-779p））	

1. 著者名 柏木昇・池田真朗・北村一郎・道垣内正人・阿部博友・大嶽達哉編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 680
3. 書名 『日本とブラジルからみた比較法 二宮正人先生古稀記念』（執筆箇所は「混合法としての日本法の考察」（77-96p））	

1. 著者名 柏木昇・池田真朗・北村一郎・道垣内正人・阿部博友・大嶽達哉編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 680
3. 書名 『日本とブラジルからみた比較法 二宮正人先生古稀記念』（分担者・葛西が「Aequitas, Epieikeia, Ubuntu 平等と衡平」（353 - 386p）を執筆）	

1. 著者名 沖野 眞己、笠井 修、錢 偉栄	4. 発行年 2020年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 880
3. 書名 比較民法学の将来像	

1. 著者名 山元一、横山美夏、高山佳奈子 編著	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 292
3. 書名 『グローバル化と法の変容』（執筆箇所は「第1部 グローバル化による法源論の変容：グローバル化と比較法」）	

1. 著者名 小島毅 編著	4. 発行年 2018年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 190
3. 書名 『知の古典は誘惑する』（分担者・葛西が「プラトンと職業 『ゴルギアス』」を執筆）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担者	葛西 康德  (Kasai Yasunori)  (80114437)	東京大学・大学院人文社会系研究科(文学部)・名誉教授   (12601)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計5件

国際研究集会 Comparative Studies of Civil Law between Modern South Slavic Regions and Japan: Structure, Origin and Language	開催年 2019年～2019年
国際研究集会 東京大学 混合法研究会	開催年 2018年～2018年
国際研究集会 南山大学 混合法研究会「今、奴隷制を考える。」	開催年 2018年～2018年
国際研究集会 Luncheon Meeting, International Academy of Comparative Law, Kyushu	開催年 2018年～2018年

国際研究集会 Valtazar Bogisic and the General Property Code for the Principality of Montenegro	開催年 2018年～2018年
---	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------